

令和 6 年度第 3 回みやぎ食の安全安心推進会議 会議録

作成者：食と暮らしの安全推進課

開催日時：令和 7 年 2 月 4 日（火）10：00～正午

開催場所：宮城県庁第一会議室

出席者：出席者名簿の通り

14 名/15 名 出席により会議成立

会議次第：

1 開会 （司会：食と暮らしの安全推進課 前場総括）

2 挨拶 （挨拶：環境生活部 佐々木部長）

3 会長・副会長選出

及川委員より事務局案提示の発言を受け、事務局案（会長：西川委員 副会長：星委員）を提示し、満場一致で承認

4 議事 （議長：西川会長）

（1）議題

イ 食の安全安心確保に関する基本的な計画（第 5 期）の策定について（資料 1～資料 3）

（説明：食と暮らしの安全推進課 吉岡課長）

ロ 令和 7 年度宮城県食品衛生監視指導計画（案）について（資料 4～資料 7）

（説明：食と暮らしの安全推進課 吉岡課長）

（2）報告

イ みやぎ食の安全安心県民総参加運動について （説明：食と暮らしの安全推進課 川本技術副参事）

（イ）令和 6 年度みやぎ食の安全安心県民総参加運動実施状況について（資料 8）

（ロ）令和 6 年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート結果について（資料 9）

ロ 食品に係る放射性物質検査結果について （資料 10）（説明：食と暮らしの安全推進課 川本技術副参事）

（3）その他

5 閉会

議事録：議題については、案から修正なく、今後の手続等を進めることで承認

発言録：

（開会）

定刻になりましたので、ただ今より令和 6 年度第 3 回みやぎ食の安全安心推進会議を開会いたします。

開会にあたりまして、宮城県環境生活部佐々木部長よりご挨拶を申し上げます。

（挨拶：環境生活部 佐々木部長）

皆さん、おはようございます。環境生活部長の佐々木でございます。本日はお忙しい中、みやぎ食の安全安心推進会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、日頃より本県の食の安全安心行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げます。

昨年9月に本会議の委員改選がございましたが、皆様方には快く委員をお引き受けいただきまして、重ねてお礼申し上げます。令和8年8月末までの任期中、本県の食の安全安心行政につきましてご審議をいただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本県の食の安全安心に関しましては、昨年11月に石巻市で高病原性鳥インフルエンザが発生し、年末年始以降、全国的にその猛威が続いております。また、食中毒も全国的に発生しており、本県におきまして昨年21件発生し、特にユウガオによる食中毒は、本県で初の発生を見たところでございます。

県といたしましても、緊張感を緩めることなく食の安全安心確保に向けた各種対策の実施、消費者の皆様へ必要な情報を引き続き発信してまいります。委員の皆様におかれましても、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、今年度3回目の推進会議でございます。会議では、現行の食の安全安心確保に係る基本的な計画が、来年度令和7年度で終期を迎えますことから、第5期につきまして、本推進会議へ諮問させていただきたいと存じます。この後、基本計画の策定に関しまして、県の考え方、方向性につきまして、事務局から説明いたしますので、ご意見等いただければと思います。

また、毎年度ご審議を頂いております、来年度保健所等が行います食品衛生に関する監視指導を行うための令和7年度宮城県食品衛生監視指導計画案についてもご審議をいただきたいと思いますと考えております。

限られた時間ではございますが、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

本日の会議は、昨年9月の委員改選後、初めての会議となりますので、お手元にお配りしております委員名簿の順に、私から委員の皆様のお名前を読み上げ、ご紹介させていただきます。

それでは、委員名簿の順に紹介させていただきます。

宮城大学教授、西川正純様です。

尚絅学院大学教授、星清子様です。

宮城学院女子大学非常勤講師、氏家幸子様です。

宮城県消費者団体連絡協議会長、中西泰子様です。

宮城県生活協同組合連合会常務理事、石川宣子様です。

宮城県地域婦人団体連絡協議会副会長、木村佳代子様です。

公募で選任されました阿部敬一郎様です。

公募で選任されました伊藤百合子様です。

全国農業協同組合連合会宮城県本部園芸生産振興部部長、熊谷正樹様です。

宮城県漁業協同組合常務理事、立花洋之様です。

宮城県農業士会指導農業士、庄子さおり様です。

仙台中央食肉卸売市場株式会社代表取締役専務、渡部良一様です。

渡部良一様につきましては、本日ご欠席となっております。

宮城県青果市場連合会理事、門脇勝文様です。

宮城県食品産業協議会会長、鈴木彦衛様です。

公益社団法人宮城県食品衛生協会会長、及川善祐様です。

以上、欠席の1名を含めました15名の皆様となります。皆様の任期は来年8月末までとなっております。委員の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは今回、新しく委員に就任された4名の皆様に一言ずつご挨拶をお願いいたします。名簿順にお願いをさせていただきます。中西泰子様、よろしくお願いいたします。

(中西委員)

宮城県消費者団体連絡協議会会長の中西です。初めてですので、よろしくお願い致します。

(司会)

ありがとうございました。続きまして、阿部敬一郎様お願いいたします。

(阿部委員)

皆様、おはようございます。大崎市で会社経営しております、阿部と申します。昨今の食の安全安心というところが非常に、私の中で噛み砕けないところがありまして、今回応募させていただき、お認めいただいて参加させていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願い致します。

(司会)

ありがとうございました。続きまして、伊藤百合子様、お願いいたします。

(伊藤委員)

初めまして、伊藤百合子と申します。事務職をしながら、その合間にスポーツ栄養など伝えるような活動を日々しております。日々感じたことをお伝えできればと思っております。まだ少し緊張していますが、今後ともよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。続きまして、鈴木彦衛様お願いいたします。

(鈴木委員)

ご紹介に預かりました、宮城県食品産業協議会の鈴木と申します。オール宮城のものづくりというものを活性化させていく協議会でございます。今日は初参加で、食の安全ということは時代とともに重要度が増していきますので、何卒ご指導のほど、よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。

ここで、事務局職員を紹介させていただきます。

環境生活部長の佐々木均でございます。

農政部副部長の高澤和寿でございます。

水産林政部副部長の長谷川新でございます。

環境生活部技術参事兼食と暮らしの安全推進課長の吉岡幸信でございます。

同じく技術副参事兼総括課長補佐の川本剛でございます。

また、私は本日司会を務めさせていただきます、食と暮らしの安全推進課総括課長補佐の前場大二と申します。
どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、14名の委員にご出席をいただいております。

みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定に基づき、委員の半数以上のご出席により、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

議事に入る前に、本日の会議資料を確認させていただきます。お手元の資料をご確認願います。資料1の食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）について（諮問）から資料10の食品にかかる放射性物質検査結果まで10種の資料がございますが。全てお揃いでしょうか。

なお、委員の皆様には事前送付の際にご連絡させていただいておりましたが、資料の一部について事前送付から修正させていただいておりますので、ご了承願います。

（司会）

それでは、議事に入る前に、会長および副会長の選出を行います。

みやぎ食の安全安心推進条例第17条においては、会長および副会長は、委員の互選によって定めると規定されております。

会長および副会長が決まるまでの間、佐々木部長を仮議長として進めさせていただきたいと思います。

佐々木部長、仮議長をお願いいたします。

（仮議長：佐々木部長）

それでは暫時、進行役を務めさせていただきたいと思います。ただいま。司会から説明ありました通り、みやぎ食の安全安心推進条例17条では、会長、副会長は委員の互選ということになっております。委員皆様方から自薦他薦のお声をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

（及川委員）

事務局の案はないですか。

（仮議長：佐々木部長）

ただいま及川委員から事務局案というお声がありました。その他お声がございますでしょうか。それでは、事務局から案を提示お願いしたいと思います。

（事務局）

事務局といたしましては、会長は西川委員に、副会長は星委員にお願いしてはと考えております。

（仮議長：佐々木部長）

ただいま事務局から、会長に西川正純委員、副会長に星清子委員という案がございましたが、皆様いかがでしょうか。もし皆様のご意義なければ、拍手をもってご承認をいただきたいと思います。

（拍手）

（仮議長：佐々木部長）

それでは、満場の拍手をいただきましたので、会長に西川正純委員、副会長には星清子委員にお願いしたいと存じます。円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

（司会）

それでは、ただいま選出されました西川会長、星副会長から就任のご挨拶をいただきたいと思います。西川会長、よろしくお願い致します。

（西川会長）

皆さん、おはようございます。

ご指名いただきました西川でございます。会長ということで、また、もう一期務めさせていただきます。昨今、食の安全については、だいが県民のご理解もいただきながら進めておりますが、いまだに食中毒の問題や、鳥インフルエンザの問題がございます。この会では県民の皆様のご意見をいただき、県全体の食の安全を推進する会となっておりますので、本日もどうぞよろしくお願い致します。

本日ですが、先ほど部長からございましたが、令和7年度の宮城県食品衛生監視指導計画の案の審議のみならず、来期からの第5期基本計画の策定に係る基本的な部分を皆様にご理解いただき、ご意見いただく場となっております。非常に節目となる会議となりますので、どうぞよろしくお願い致します。以上になります。

（司会）

ありがとうございます。続きまして、星副会長、よろしくお願い致します。

（星副会長）

御指名いただきました、星と申します。私は大学で管理栄養士の養成をしております。

県の食と安全ということで、様々な分野の方たちから、県を挙げて、食と安全を確保するための会議ということで、ぜひ学生たちを通して、食の安全と安心の考え方や、認識の仕方、県の取り組みなどを伝えていきたいと思っております。微力ですが、西川会長をサポートして務めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

(司会)

ありがとうございました。

本日は、議題のイで、みやぎ食の安全安心推進条例に基づく、食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）の策定についてご審議いただくこととしております。知事から当推進会議に対し、本計画の策定に関するご意見を伺う諮問をさせていただきます。

議事に先立ち、諮問書を交付させていただきます。

(佐々木部長)

食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第5期）について貴会の意見を求めます。宮城県知事村井嘉浩。どうぞよろしくお願いいたします。

(西川会長による諮問書受け取り)

(司会)

皆様には諮問書の写しを資料1として配布しております。

(司会)

それでは議事に入ります。当会議は、情報公開条例第19条の規定により、これまで通り公開で進めさせていただきますと存じます。

議長につきましては、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第1項の規定により、会長が務めることとなっております。西川会長、よろしくお願いいたします。

(西川会長)

それでは早速ですが、会に入りたいと思います。

当会議ですが、消費者及び事業者・生産者団体、学識経験者から構成される会でございます。それぞれのお立場から、忌憚ないご意見を広く頂戴する場にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それから、議事の進行等にもご協力もよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿った形でスタートしたいと思います。

まず、議題になりますが、イの「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第5期）の策定について」、事務局からご説明お願いいたします。

(事務局説明：吉岡課長)

事務局の食と暮らしの安全推進課長の吉岡でございます。着座にてご説明させていただきます。

食の安全安心確保に関する基本的な計画第5期の策定についてご説明いたします。資料2の1ページをご覧ください。本資料は、先に送付した資料と差し替えておりますこと、ご容赦願います。

はじめに、現在の第4期計画の概要について説明いたします。

上段になりますが、この計画の目的は、食品の安全性及び信頼性を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしております。

また、策定方法は、県民の意見を反映することができるよう、パブリックコメントを行うほか、みやぎ食の安全安心推進会議の意見も聞いた上で、議会の議決を経るとしております。

中段の施策の大綱概要ですが、大分類として【安全】【安心】【協働】とし、【安全】の中分類として、「生産供給体制支援」「監視、指導、検査の徹底」を、【安心】の中分類として、「情報共有・相互理解」、「県民総参加」を、【協働】の中分類として、「体制整備」「連携強化」としております。

資料一番下の項目ですが、次期計画の策定にあたり、この計画の施策体系が約20年間変わっていないこと、また食に関する事件や東日本大震災などが発生した際に施策を追加してきたことで、施策数が最終的に42となり複雑化していることから、施策体系を整理し、見直すことといたしました。

2ページをご覧ください。

今回の計画策定の視点といたしまして、改めて計画の目的や対象、施策体系、施策内容を整理し、より県民の皆様にわかりやすいものにしていきたいと考えております。

策定の流れですが、現計画の問題点や課題等を整理し、この計画の目的、対象、言葉の定義、範囲を明確にしました。

次に、次期計画策定に向け、県に登録している消費者モニターへのアンケートに加え、一般県民に対してもアンケートを実施いたしました。西川会長、星副会長、氏家委員やその他大学にもご協力をいただき、県内の食および農業分野の学生に対してもアンケートを実施しました。ご協力いただきました各委員の皆様に感謝申し上げます。

簡単にアンケート結果をご説明いたします。資料3の2ページをご覧ください。

アンケート結果は中段の【安全】の認識を集計した結果を記載しております。アンケートでは、食品表示の適正化、適正な監視指導の実施が特に重要視されていまして。また、学生からは科学的知見の蓄積や衛生管理が重視される傾向が見られました。これらのことから、安全確保の方向性は、食品表示の適正化、適正な監視指導の実施、科学的知見の蓄積、衛生管理の向上といたしました。

次に、安心確保の方向性についてです。同じく下の段の【安心】の認識のアンケート結果をまとめた表をご覧ください。

全体的に国産・地産、情報発信が重視される傾向にありました。また、学生ではSNSなどの影響で、インフルエンサーの意見、知名度、鮮度・見た目などが重要視されていることが分かりました。この結果を踏まえ、情報発信をキーワードに施策を整理いたしました。

これらの結果を踏まえ、施策体系案を作成しました。なお、作成にあたっては、アンケートの全体的な傾向に加え、学生や子育て世代の意見も反映することといたしました。

資料2の2ページにお戻りください。策定の流れの1-3になります。

県民アンケートの結果を元に、庁内各担当課室を集めたワーキンググループにおいて、計画の骨子、つまり大分類・中分類・小分類で構成される施策体系案を作成しました。

今回は、その中の大分類と中分類について、ご意見をいただく予定となっております。

詳細は、後ほどご説明いたします。

3ページをご覧ください。

施策体系案の作成にあたり、はじめにこの計画と前提となる、目的や対象、安全安心の定義、施策の範囲を改めて整理したものです。

目的・対象は推進条例第1条の記載から。目的は「食品の安全の確保」と「食品の安心の確保」とし、対象は「生産者、事業者、消費者」といたしました。

次に安全安心です。安全は食品安全基本法第5条から科学的知見に基づく各種政策の実施としました。安心は法的な定義はありませんが、本計画では情報や施策の結果を県民が正しく理解することといたしました。

最後に施策範囲になります。推進条例第3条の表記から、「食品の生産から販売、消費に至る各段階」を範囲といたしました。

4ページをご覧ください。施策体系の主な変更点を説明いたします。

変更点の一つ目は、資料左側の赤枠部分、現計画の【安全】【安心】【協働】の三つの大分類を、その下に記されております次期計画では、【食の安全の確保】【食の安心の確保】の二つにまとめました。

資料右側、変更内容は、大分類の【協働】を【安全】と【安心】に統合いたしました。

変更理由といたしましては、一番下に記載しておりますが、20年間の施策の実施により、【協働】における危機管理体制等の構築は継続的に進められ、一定の成果を上げており、本推進会議においても、危機管理体制や関係機関との連携の項目はAの「達成している」という評価を継続しております。そのため、【協働】である食の安全安心を支える体制の整備を中分類に位置づけ、【安全】と【安心】の確保に注力して参りたいと考えております。

5ページをご覧下さい。

変更点の2つ目は、左側赤枠部分、大分類【安全】における中分類の分類方法を変更し、「生産及び供給体制の確立」と「監視、指導及び検査の徹底」を、下に記載の次期計画の中分類「一次産業における適切な生産環境の確保」と「食品の適切な製造、流通、消費環境の確保」にしております。

右側部分の変更内容として、これまで生産者及び事業者に対する支援や、生産者及び事業者に対する監視といった、県施策の取組種類別に分類していた中分類を、「生産段階の支援・監視、製造」から「消費段階の支援・監視」といった、「食品の生産から消費までの段階別」に分類いたしました。

変更理由といたしましては、一番下の段に記載しておりますが、県組織の役割分担においては、「生産段階」と「製造から消費段階」の担当部局が異なります。これまで一つの中分類の中に段階の異なる施策が混在しておりましたが、「生産段階」と「製造から消費段階」では支援や監視のポイントが異なります。

そこで、段階別も分類に変更することにより、施策の方向性を明確化・統一化し、より適正な計画の推進や評価ができるとしたものでございます。

6 ページをご覧ください。

変更点の3つ目は、左側の実践赤字部分、大分類【安心】における中分類「情報共有及び相互理解の促進」と「県民参加」を、下の次期計画の中分類として、「県民参加体制の構築」と「食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備」に再構築しております。

右側部分の変更内容における変更後の分類整理になりますが、変更前の「情報共有及び相互理解の促進」と「県民参加」に、左側の点線赤字部分の、「みやぎ食の安全推進会議の設置」を加え、「県民参加体制の構築」といたしました。

また、左側の点線赤字部分、「体制整備及び関係機関との連携強化」の危機管理体制関連部分を次期計画の中分類として、「食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備」と名称を変更し、中分類に位置付けいたしました。

変更理由としましては、一番下に記載しておりますが、現在の中分類「情報共有及び相互理解の促進」の対象は生産者、事業者、消費者であり、「県民参加」の対象は主に県に登録いただいております消費者モニターとしております。

類似の施策が実施されており、2つの分類間に大きな違いがないことや、みやぎ食の安全安心推進会議は意見聴取の重要な機会であることから、一体的に施策を推進することがより効果的と考え、中分類に「県民参加体制の構築」として位置づけたものでございます。

7 ページをご覧ください。

この表は、先ほど説明した大分類・中分類の施策体系のイメージ図となっております。

表の縦方向は大分類であり、計画の目的である【食の安全の確保】と【食の安心の確保】としております。横方向は、施策の範囲である生産から消費に至る一連の過程の各段階でございます。

Aは大分類【食の安全の確保】における生産段階の項目であり、「一次産業における適切な生産環境の確保」として中分類に位置付けております。

Bは【食の安全の確保】における製造から消費段階の項目であり、「食品の適切な製造・流通・消費環境の確保」として中分類に位置付けております。

Cは大分類【食の安心の確保】において、生産から消費に至るまでの段階で、県、生産者・事業者、消費者が一体的に情報共有や情報発信できる相互アクセス体制として、「県民参加体制の構築」として中分類に位置付けたものでございます。

Dは危機管理体制の整備であり、「食を起因とする健康被害の予防と発生時の体制整備」として中分類に位置づけました。

8 ページをご覧ください。

現計画と次期計画の施策体系における対応図でございます。左側の現計画の分類は、右側の次期計画の新しい分類に再整備された表となりますので、後ほどご確認いただければと思います。

9 ページ、下段のスケジュールをご覧ください。

本日、皆様から頂戴しました意見も踏まえ、個別施策に関する検討をいたします。

令和7年6月の令和7年度第1回推進会議で、施策の全体像である素案を報告させていただく予定でございます。そこで、ご意見をいただき、修正した素案を8月の第2回推進会議で報告いたします。

第2回推進会議では、素案段階の施策や計画策定の目的、概要などを盛り込んだ完成版の基本計画案の形でお示しいたします。

11月の第3回推進会議では、第2回推進会議で頂戴した意見等を検討、反映させた基本計画を報告し、最終審議をしていただく予定となっております。

非常にタイトなスケジュールではありますが、より良い計画となるよう進めてまいりますので、引き続きご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

なお、10ページ以降は、現時点での事務局案として小分類の整理について記載しており、次回以降の報告内容となりますので、ご説明は省略いたしますが、今後の検討項目に関する参考資料として、後ほどご覧いただければ幸いです。

説明は以上となります。

(西川会長)

ありがとうございました。事務局からご説明ございましたが、大分類にかなり変更があるということと、中分類についてもご説明いただきましたが、皆様のご意見をぜひいただきたいと思いますので、忌憚のないご意見いただければと思います。

(西川会長)

個人的には今のお話にあった食料生産、食材の生産から加工、流通サービスに至る、フードシステム全体を見ているということについては非常に良いことだと思います。また、それが各部局で対応しているということであれば、これまでも横断的に県の中で行っていただいています、非常にやりやすくなるのかと思います。

皆さん、本当にご忌憚ない意見いただければと思いますので、どうでしょう。いかがでしょうか。

(西川会長)

もし可能でしたら、今のお話の中で、このフードシステム、生産から消費、サービスに至るまでの中で、それぞれ対応する部局について、およそ「この部局」ということがわかると、もっとわかりやすいかと思います。

が、その辺いかがでしょうか。

（食暮課）

生産についてまずご説明いたしますと、ざっくりという答えになりますが、生産部門につきましては、農政部及び水産林政部が所管しているところになります。製造から消費に至るまでにつきましては、主に当課の環境生活部食と暮らしの安全推進課が所管しております。一部細かい部分につきましては、それぞれ担当部局が違いますが、主な部分については以上の答えとなります。

（西川会長）

わかりました。加工の方も一部は、水産・農産どっかどちらかに入ってくるわけですね。あと食産業振興課なども、そういった商品のところにも関わってくるということでしょうか。ありがとうございます。他にいかがでしょう。氏家先生、お願いします。

（氏家委員）

「一次産業における適切な生産環境の確保」という新しい文言により、分かりやすくいいなと思いました。11 ページにある小分類のところも少し見ていたのですが、確かに適切な生産環境といった施策ではあると思いますが、もっと長期的な、「自然を守る」「環境を保持する」といった、今だけではなく、将来も安全な食が得られることに焦点を当てた、自然や環境に対する「持続可能性」という言葉も良く使われますが、そういった視点がこの中で薄い感じを受けました。

（食暮課）

これまで第1期から第4期の計画の中では、委員が言われたような視点について、記載がなかったと思います。今回、第5期の策定にあたりましては、それぞれの部局と打ち合わせ、ワーキンググループを開催して議論しておりますので、先生が言われたことにつきましては、検討させていただきたいと思います。

貴重なご意見、ありがとうございました。

（西川会長）

ありがとうございました。

氏家先生のご意見、本当にもっともだと思います。どうもありがとうございます。

その他いかがでしょう。石川委員どうぞ。

（石川委員）

今、氏家先生からすごく貴重なご意見をいただきましたが、今世間では流行語のように「食料の安全保障」といった言葉が飛び交っております。やはり生産現場では環境の変化が本当に進んでおり、一年と待たずにどんどん大変な状態になっているところもたくさんあると思います。環境の変化は、結局は「生産現場が大変」＝「私たち消費者の手元に届く食料の質、量が変わってくる状態」になると思います。そのため、できるだけその環境が変化した時の、生産現場に対する支援というものも、考えていただければありがたいなと思っております。以上です。

(農政部)

農政部副部長高澤と申します。

今、国でも食料安全保障ということで、セーフティではなくセキュリティについても、その部分も確保していきましょうとしております。しっかりと一人一人の方々に食料をお届けする方向で国の基本法が改正になり、今基本計画の見直しがされているということでございます。県では「食と農の県民条例基本計画」といいまして、農政部門の条例がございます。食料供給に関してはそちらの条例で、基本的にはご審議をいただきながら、進めていくということになると思っております。そちらも今の県議会で条例の見直しなり、それに伴う検討なども進めており、来期以降、「食の農の県民条例基本計画」も見直しの方針にあります。その食料安全保障の部分については、そちらの方で詳しく検討をいただくことになると思っております。

(西川会長)

ありがとうございます。この会議は食の安全安心です。もちろん安全安心という意味では、石川委員のおっしゃる通りだと思いますが、食料生産ということについては、別のところでの討議もされているということです。環境が変化する中で、農業、林業、水産業ともに非常に厳しい状況を迎えていて、それに対しては、宮城県だけでなく、全国、世界で対応していかないといけないという時代になっているということで、ご理解いただければと思います。

(西川会長)

その他いかがでしょう。

それではご意見がありませんので、基本的なところは、委員の皆様方、ご理解いただいたのではないかなと思います。

今回事務局が提示しました施策体系の大分類と中分類による策定を進めるということ、そして次の小分類については、個別の施策に関連付けて進めてもらうということでよろしいでしょうか。

異議なし

どうもありがとうございます。それでは食の安全安心確保に関する基本的な計画（第5期）の策定については、終了としたいと思います。

(西川会長)

次に議題の口になります。「令和7年度宮城県食品衛生監視指導計画案」について、事務局から説明お願いいたします。

(食暮課)

続けて事務局からご説明させていただきます。資料4をご覧ください。

令和7年度宮城県食品衛生監視指導計画案の概要をご説明いたします。

宮城県では、食品衛生法に基づき、年度ごとに食品衛生監視指導計画を策定し、施設への監視指導や食品の

検査を通した食の安全安心の確保に取り組んでおります。

本計画は、大きく第1から第7の7項目で構成し、具体的な取り組み内容については第3【重点取組】以降に記載しております。

令和7年度重点取り組みといたしましては、1「食品営業施設監視指導」、2「食中毒の防止」、3「食品検査」、4「HACCPに沿った衛生管理の推進」の4項目を掲げることとし、第4【監視指導】及び第5【食品等事業者に対する衛生管理の指導等】として、事業者等に対する具体的な監視指導内容を記載しております。

そのほか、第6【県民との意見交換および情報提供】、第7【食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上】、を記載しております。全体を通して、内容的に令和6年度計画からの大きな変更点はございません。細かい部分で国の制度の変更に対応するよう記載を変更しているところがございますので、後ほどご説明させていただきます。

それでは資料5をご覧ください。資料5の1の1ページです。

第1【計画策定の趣旨】です。本計画は、関係法令やみやぎ食の安全安心推進条例、食の安全安心の確保に関する基本的な計画に基づき、食品衛生に関する施策を具体的に推進するための実施計画として策定しているものでございます。

本計画の対象地域は仙台市を除いた宮城県全域であり、計画期間は令和7年4月1日から翌年の3月31日までの一年間としております。

3ページの図1をご覧ください。こちらは実施体制を図にまとめたものでございます。

食に起因する被害の拡大防止に向け迅速に対応するため、宮城県内の各関係機関のほか、国や関係する自治体と緊密な連携体制を確保します。

今年度当初4月には学校給食の風味異常による健康被害の訴えがございました。この案件に関しましては、結果的には製造所を所管する仙台市において食中毒ではないと判断されましたが、広域に渡っていたことから、学校から保健所への連絡に時間を要し、全容を把握するまでに時間がかかるという経緯がございました。こういったことを踏まえ、図の上部に記載の通り、教育庁と関係部局と連携の上、迅速な対応を講じていくことを今後確認してまいります。なお、実施体制につきましては、昨年度から変更はございません。

4ページをお開き願います。続きまして、第3【重点取組】です。

ここでは、国の施策の動向なども踏まえて、令和7年度に取り組むべき4つの事業を重点取組として整理しているものとなります。

まず1点目は食品営業施設監視指導です。

大規模または広域的な健康被害の発生を防止するため、提示した表1に記載のとおり、重点監視施設として設定した施設に対して重点的な監視指導を行うほか、適正な表示の遵守徹底について周知するなど、必要な指導を実施してまいります。

5ページをご覧ください。2点目は、食中毒の防止でございます。

(1) 営業施設等に対する指導として、全国的にも多発している加熱不十分の食肉等の提供による食中毒や、アニサキスによる食中毒への対応について、監視指導を実施してまいります。また、食中毒予防月間を設定し、県民や営業者を対象として食中毒予防キャンペーンを行います。

この中で、食中毒予防の三原則、判断に迷う山菜などの採取・喫食を控えることなどを啓発してまいります。

6 ページをご覧ください。4 点目は HACCP に沿った衛生管理の推進です。

今年度の取り組み及び今後の方向性につきましてご説明いたします。

資料 6 から 1 ページ戻っていただき、資料 5 の 2 をご覧ください。こちらは令和 5 年度 HACCP に沿った衛生管理の実施状況についての説明でございます。

前年度に令和 5 年 8 月から 10 月までの 3 ヶ月分の集計結果を速報として報告しておりましたが、今回は令和 5 年度の報告として取りまとめたものをお知らせいたします。

調査期間は令和 5 年 8 月から令和 6 年 3 月までです。調査内容は HACCP に沿った衛生管理として求められる 4 項目の実施状況として、監視を実施した事業者における HACCP 導入率を算出いたしました。

調査件数は全体で 1,898 件。うち、HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を実施する小規模事業者が 1,734 件、HACCP に基づく衛生管理を実施する大規模事業者が 164 件でございました。

本県における HACCP の導入率は、全体としては 62%でした。うち、小規模事業者は 59%、大規模事業者は 98%という結果でございました。実施率につきましては、昨年度と同様の傾向でございます。

今年度は HACCP 導入率を上げるために記載の通り取り組みを施行し、次年度以降、さらなる強化を図る方向性を検討してまいりました。また令和 6 年度も引き続き実施状況調査を継続し、集計作業を進めてまいります。

裏面をご覧ください。

今年度、仙南保健所で許可申請者等の個々の事業者に対し、具体的に HACCP 導入方法について説明をいたしました。これにより、管内の小規模事業者の導入率が令和 5 年度は 54%だったものが、今年度は 70%に上昇いたしました。それを参考にしつつ成果につながる取り組み方法を検討し、確実に実施率が上昇するよう、今後小規模事業者の HACCP 導入率の向上を目指してまいります。

以上が、HACCP に係る取り組みについてのご説明となります。

資料 5 の 1 の 7 ページをご覧ください。第 4【監視指導】でございます。

生産者、食品等事業者に対し、所管部局において、現行制度に則った適正な衛生管理の実施を指導してまいります。

2 の後段に下線を追記したところでございます。

食品器具・容器包装ポジティブリスト制度については、令和 7 年 6 月から完全施行されることに伴い、必要な指導を実施してまいります。この下線部につきましては、追記したところでございます。

8 ページ表 2 をご覧ください。

こちらには、食品群ごとの流通段階を踏まえた、主な監視指導項目を取りまとめております。左から 2 列目にあります生産段階における監視指導は、農政部・水産林政部が担っており、所管を合わせて記載しております。

す。その右隣の 2 列にあります。製造加工段階、貯蔵、運搬、調理、販売段階の監視指導は主に保健所が担っており、食と暮らしの安全推進課が取りまとめております。

監視指導項目については、例年から大きな変更点はございません。

11 ページ上段の表 3 をご覧ください。

各施設に対して表 3 を基本とし、保健所が監視回数を設定し、必要な監視を行ってまいります。

表 3 の監視回数につきましては、これまで目標監視回数として、業種によって 2 回以上、3 回以上と記載しているものがありましたが、重点監視施設は全ての業種で 1 年に 1 回以上監視することと記載を変更しております。

重点監視施設のうち、食品の生産、製造、流通等の状況、食中毒や不良食品の発生などの、食品衛生上の問題の発生状況、その他の地域の実情を考慮して、1 年に 1 回以上監視していくということで、目標件数から計画件数に記載方法を変更したものでございます。

なお、違反があった施設につきましては複数回監視することとしており、計画の立て方についてはこれまでと変更ございません。表 3 を基本に、引き続き必要な監視指導を適切に行って参ります。

12 ページの表 4「令和 7 年度年間検査計画」をご覧ください。

まず規格基準と項目検査ですが、こちらは主に県内製造業者の製品を対象とし、不良食品や苦情の発生状況などを考慮して品目・検査項目を設定するものでございます。

検体数は昨年度 1,593 件に対し、1,558 件を計画としております。検体数が減少している要因につきましては、製造業者の廃業や製造品目の変更に伴い、収去対象品が少なくなったことによるものでございます。

13 ページをご覧ください。

こちらは、他自治体における違反事例や検疫における輸入食品検査の状況を踏まえ、特殊項目検査として計画したものでございます。

検体数は昨年度 1,258 件に対し 932 件を計画しております。

検体数が減少している要因につきましては、主に 2 つの事業の内容の見直しを行ったものによるものでございます。

令和 7 年度から、これまで県が実施してきました「かき養殖海域の海水検査」を廃止いたしました。これは生食用牡蠣につきましては、食品衛生法で規格が定められており、海水 100ml あたり大腸菌群最確数が 70 以下の海域で採取されたもの、もしくは殺菌海水等で浄化したものと規定されております。今まで海水検査を実施し、大腸菌群最確数 70 以下を確認しておりましたが、県内すべてのかき処理場におきまして、殺菌海水による浄化設備が導入されたことから、海水検査 178 件を廃止したものでございます。

また、自主検査の確認や衛生管理指導につきましては、従来通り保健所が実施してまいります。

放射性検査物質検査のうち、加工流通食品につきましては、過去 10 年間放射性物質の基準値を超過しているものがないことや、県外製造品や製造する自治体で管理していることから、原則として県内製造品を対象とするよう内容を精査し、放射性物質検査の流通食品につきましては、計画検体数を 288 件から 132 件といたし

ました。また、食肉衛生検査所および保険環境センターで実施していた放射性物質検査の一部につきましても、令和7年度から厚生労働大臣登録検査機関で実施するものとし、業務の効率化を図る予定でございます。

ご覧いただいている表に記載されているもの以外、県内で採取された野生の山菜、キノコや野生鳥獣を含む農産物、林産物、畜産物、水産物等の放射性物質検査につきましては、県内の関係機関により、国のガイドラインに沿って実施する予定となっております。

14 ページをご覧ください。

食中毒等が発生した場合、監視指導及び収去検査等による違反を発見した場合の対応について記載したものでございます。

いずれの場合におきましても、食品衛生上の危害拡大防止の観点から、処分等を含め適切に対応してまいります。

6 の（3）下線部が追記したところになります。

健康食品の対応につきましては、令和6年3月末に発生いたしました紅麹を原因とする食中毒事件を受け、厚生労働省では機能性表示食品や特定機能食品の取り扱いについて整理し、健康被害を受けた時は、製造販売事業者は速やかに都道府県に報告することとなりました。

県といたしましては、健康食品の健康被害にかかる報告を受けた時は、関係機関と連携し、被害の拡大防止に努めてまいります。

17 ページをご覧ください。続きまして、第6【県民との意見交換および情報提供】でございます。

2に掲げる「計画の実施状況の公表」、3に掲げる「食の安全セミナー」や「食品工場見学会及び生産者との交流会」、「地方懇談会」を開催し、県民との意見・情報交換等を通じて、相互理解を含めリスクコミュニケーションの充実を図ってまいります。

18 ページをご覧ください。

第7【食品衛生に係る人材の資質の向上】ですが、職員については、食品衛生監視として適切な対応ができるように、各種研修への職員の派遣及び内部研修等による指導技術の習得、資質の向上に努めてまいります。食品等事業者につきましては、各種講習会の開催等により、食品衛生に関する最新情報等の提供を行うとともに、特に HACCP に沿った衛生管理については必要な支援を行ってまいります。

19 ページからは主な用語の解説となっておりますので、参考願います。以上が計画本文にかかる説明となります。

次に、資料6をご覧ください。

こちらは計画策定作業のスケジュールになります。表の中ほどになりますが、本日令和7年2月4日にみやぎ食の安全安心推進会議を開催させていただいたところでございます。パブリックコメントにつきましては、2月第2週頃から一ヶ月間予定しております。本日いただいたご意見およびパブリックコメントでいただきました意見等を踏まえ、3月下旬に計画を策定し、ホームページ等で公表するとともに、国に報告する予定としております。

なお、資料 7 ですが、令和 5 年度監視指導実績を参考としてお配りしておりますので、ご活用願います。

令和 6 年度の監視及び検査につきましては、おおむね計画通り進捗しております。今後も保健所全体の業務の状況に応じ、食に起因する被害発生防止および被害拡大防止に努めてまいります。

以上、令和 7 年度宮城県食品衛生監視指導計画案についての説明をさせていただきました。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

(西川会長)

ありがとうございました。

事務局から令和 7 年度宮城県食品衛生監視指導計画案の説明をいただきました。

わかりにくいところもあったような気がしますので、少し目を通していただいて、ご質問いただければと思います。

いかがでしょうか。及川委員どうぞ。

(及川委員)

宮城県食品衛生協会の会長を仰せつかっております、及川でございます。よろしくお願いいたします。HACCP に沿った衛生管理。これは大前提になっておりますが、小規模事業所などでは HACCP に対してアレルギーを抱いております。

HACCP に沿った考え方に基づくのですから「HACCP の認定工場にならなくても良いと」伝えるのですが、なかなか分かっただけなく、「こんなことやられているか」といった事業所が、お恥ずかしいようですが、実際にございます。

私は、県の管轄では気仙沼保健所管内でございますが、震災で全部流され、廃業を考えたけれども立ち直って事業をやるという人が対応する方の中におります。その中で、やはりこの HACCP に関しましては、非常にアレルギーを持っているようですが、我々も「考え方に基づいてやらないと、あなたの営業は更新になりませんよ」と伝えております。

私が心配していることは、HACCP というのは、県民の方々のどれぐらいの方々がご存知なのかということです。HACCP は Hazard Analysis and Critical Control Point ですが、こういうことを言ったところでわからないわけでございます。ですから、県民が分かりやすいよう情報を発信していただくのは、やはり県のお仕事ではないかと思います。

具体的なことを申し上げますと、零細、そして従業員もいないという事業者でも、更新するときにはそれに基づいた、関係書類を出すことになっております。その書き方を簡単に教えてくれないかということがあります。すべてが認定工場ではないわけでございますから、認定工場のようにやれと伝えても、これは難しい問題でございます。

我々は食品衛生指導員ですが、食品衛生指導員は別に試験を受けるものでもなければ、国家試験でもなく、また県の職員でもありません。県からはいろいろ指導いただきながら指導員をやっているわけですが、その指導員と共に各零細の方々に、ご指導していただければ、もっと HACCP という考え方を、県民に理解してもらえ、またアレルギーなく更新に向かうことが出来ると思えます。

HACCPという言葉が、なかなか分かりきっていないということ現状があると思っていますので、県のご指導や、目線を下げて寄り添うことをもう少し考えていただきたいと思います。

（食暮課）

貴重なご意見ありがとうございました。1点目のHACCPを県民に啓発してはどうかについてです。こちらにつきましては、県民の方に現在どの位浸透しているかということにつきましては、アンケート等を取っておりませんので、認識してはおりませんが、今後様々なアンケートを通じて、そういったところについても調べたいなと思います。啓発につきましては、どちらかというと食の安全ですので、食中毒等については啓発しておりますが、なかなかHACCPについては現状、お知らせできていないというところがございます。機会を捉えてHACCPについても、県民の方に理解していただくような取り組みを考えていきたいと思います。

監視指導計画につきましては、その内容を計画に入れるかどうかについては、検討させていただいたのちに、記載するようにいたします。場合によっては記載できない場合もありますので、ご了承くださいます。

もう一つ、小規模事業者のHACCPの取り組みが進んでいないというところのご質問でした。先ほどもご説明しました通り、小規模事業者にHACCPがなかなか浸透しておりません。先ほどご説明した際には、59%ということで、大変低い値ということになっております。県といたしましては、この小規模事業者に対して、できるだけ理解できるようにということで、先ほど説明いたしました仙南保健所での取り組みを拡大させていただく予定でございます。仙南保健所の取り組みにつきましては、詳しく説明しておりませんでした。

食品衛生法の許可につきましては、概ね6年から7年程で更新をしないといけなくなっております。その際に申請することになりますので、個別にHACCPを導入していない施設につきましては、食品衛生協会が販売している手引きがございます。

そのHACCPの手引きには手順書の作成方法、今やっているような内容を記載すれば手順書ができるといったようなものです。また、記録を取らないといけませんが、その記録についても手引書を使えばすぐに記録ができるといったものになっております。若干お金はかかってしまうのですが、そういったものを事業者の方に購入していただき、HACCPの導入を進めていただくことにしております。

更新の申請をいただいた後、保健所の職員が店舗に立ち入り、中を見せていただくことになるのですが、その際も合わせて、手順書や記録がきちんとなされているかを確認しながら進めることによって、仙南保健所では導入率が高くなったところがございます。

このことを今後広く各保健所に展開することによって、導入率を上げていきたいと考えております。以上になります。

（及川委員）

ありがとうございます。仙南保健所は本当に進んでおります。仙南保健所や塩釜保健所も頑張っているのですが、やはり地域によって個別的な事情があり、仙南保健所管内の事業所数と、気仙沼保健所のそれでは、被災等により廃業した件数が全く違うところがございます。気仙沼保健所管内はおおよそ4割が被災のダメージにより廃業しました。そこからまた立ち上がって事業をやるということは、非常にありがたく、地域活性にも大切なことです。

今、手引き書とおっしゃいましたが、その手引書にアレルギーを感じている方が実際おります。食品衛生指導員は一生懸命、HACCPをやりたいと伝えておりますが、保健所の職員が説明するのと、指導員が説明す

るのではなかなか違うと思います。手引書のとおりにすれば良いということはその通りなのですが、現状としてそれでうまく進んでいない現実もありますので、寄り添いをよろしくお願いしたいと思います。我々指導員も頑張りますので、よろしくお願いいたします。以上です。

（食暮課）

ありがとうございます。今後も食品衛生協会と連携しながら、HACCP 導入の向上に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（西川会長）

よろしくお願いいたします。及川委員のお話は、宮城県に限ったことではなく、全国的な問題であり、どこも遅れているのは事実です。ですので、うまく説明し、寄り添っていくということになるのだと思います。国としては HACCP を制度化・義務化したわけですので、やらないといけないということはありません。宮城県と食品衛生協会とが協力しないと進まないことですので、ぜひともよろしくお願いいたします。

その他いかがでしょう。何か他にご質問とかございますか。阿部委員どうぞ。

（阿部委員）

今、及川委員からお話いただいた HACCP のところと関連するのですが、私は商工会の経営指導員のキャリアがあります。地域の保健所、あとは食品衛生協会と連携して食中毒の講習会を年数回実施させていただいておりました。地元の飲食店の皆様が受講生ということで、1 時間ぐらいしておりましたが、手引書があるというお話、課長から聞いて初めて知ったところでございます。商工会の構成員は、小規模事業者がだいたい 7 割から 8 割ぐらいです。その中で飲食業の方々が割合というのはある程度決まってくると思います。例えばですが、私の個人的な見解も含むのですが、地元の商工会とその講習会のつながりを上手に利用しながら、例えば手引書などの説明をすることもあっていいのではないのでしょうか。どうしても県や保健所の職員というと、事業者の方は距離を置きたくなるという位置取りもあろうかと思いますが、商工会の職員、あるいは経営指導員であれば、若干身近な存在として、捉えていただけるのではないかと思いますので、その連携を上手に商工会とされていくのも一つではないかと思いました。実行できる・できないはまた別の話になるかと思いますが、そういったところを感じましたので、お話をさせていただきました。

（食暮課）

貴重なご意見ありがとうございます。商工会との連携について、地域によっては連携しているところもあるのですが、連携してないところも確かにございます。今後、そちらにつきましては、各関係機関と HACCP の手引書につきましても、合わせて説明できるよう、保健所に発信してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

（西川会長）

ありがとうございます。商工会は経営者の方とのお付き合いが深いと思います。HACCP は経営者の方にもご理解していただかないとダメですので、そういう意味では商工会の役割はかなりあったと思います。ぜひ県からもご協力お願いしていただけないかなと思います。よろしくお願いいたします。

(西川会長)

先ほどの課長の説明で、検査の件数など、いくつ減ったといったところが分かりにくかったなと思いました。資料 5 の 12 ページ、13 ページあたりの説明になります。

検査件数は、例えばカキの場合には、海水の検査について R7 年度はやらないといった、その辺の数字は特に計画に出てこないのでしょうか。計画には、前年度の件数は書いていないですが、先ほど、ご説明した時は 178 件ということでご説明させていただきました。178 件が減少したということになります。前年度の比較が計画だけ見ても分からなかったなと思いましたので、委員の皆様にも別途でも資料をご提供していただいてもいいのではないかと考えたところです。

(食暮課)

資料 7 に令和 5 年度の結果を記載させていただいております。

ただ、海水検査という表記をしていなく、そこは分かりにくいのですが、資料 7 の 2 ページ、1 ページの裏面が収去検査の状況となっております。

この中で表の下から 7 行目に「水」と書いてある項目、こちらが海水検査ということになっておりました。

(西川会長)

分かりました。数字の説明は比較がなかったのでわからないかなと思ったところでした。今後可能でしたらということで進めていただきたいと思います。

(食暮課)

次から考慮していきたいと思います。

(西川会長)

その他、皆さん方からご意見いかがでしょう。

もう 1 点、容器についてです。ポジティブリスト制度導入ということで、本年度に施行されますが、そのあたりの準備状況はどうなっていますか。

(食暮課)

容器包装のポジティブリスト制度というところですが、食品に使う容器包装、現在のところ、対象となる材質が合成樹脂になっております。説明が難しいのですが、使われる合成樹脂の一律の基準が固められ、その基準を満たさないと食品の器具として扱えないということになります。今年の 5 月 31 日までは一部経過措置です。今年 6 月 1 日から本格的にその法律が施行されることになっております。

県内には現在のところ 26 件の対象となる施設がございます。こちらにつきましては、立ち入りし、適切な取り扱いがされているかどうかの確認ということで、進めたいと考えております。

ただ、こちらの検査につきましては、困難な状況です。食品関係の検査につきましては、宮城県の保健環境センターで検査を実施しているのですが、このポジティブリストに伴う合成樹脂の検査につきましては、いまだその検査ができる状態ではありません。また、検査方法につきましては、国で検査方法を定めているのですが、

こちらの合成樹脂の検査方法については、示されていないというのが状況です。

(西川会長)

現状ではストップしているというような状況がありましたので私もそこを知りたかったです。
その他いかがでしょうか。石川委員、どうぞ。

(石川委員)

細かいところで大変申し訳ありませんが、アレルギー表示についてお伺いします。アレルギー表示は義務という形は変わらないのですが、その他のものが含まれてくるものが近年増えており、くるみについても恐らく今年の3月からはその中に入ってくるのではないかと思います。また、その他ヘーゼルナッツやピスタチオも、年々取り入れられているところだと思っております。アレルギーをお持ちの方は、消費者の側は気をつけるであろうと思うのですが、やはり表示されないと中に混ざっているものが分からない状況があるかと思います。できるだけ細かく表示していただくと大変助かります。特にお惣菜系のは助かると思います。また、今、外食産業ではアレルギー表示をしなくてもいいといった形になっているはずですが、そうなると、食べに行くと、食べる時に店に聞いてください、と法律などでは言われているのですが、本当に聞いて分かるものかどうかという点が、おそらく不安になるのではないかと思いますので、消費者が分かりやすいような形で表示をしていただきたい。

誤ったことがあると、それは多分業者の責任になると思いますし、アレルギー表示に関しては命に関わる場所でもありますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

(食暮課)

ご意見ありがとうございます。アレルギー表示につきましては、食品衛生法で定められており、必ず義務表示しないといけないものと、推奨のアレルギー物質というものがございます。義務化された表示につきましては、表示していないと違反になりますので、そちらについては適正でない場合は是正を求めるということになります。ただ、推奨につきましては、できるだけ書いていただくのが、望ましいのですが、それぞれの事業者の判断で書くことになっております。

そのため、製造施設に立ち入りした際には、その辺についても聞いていきたいなと思っております。飲食店におけるアレルギー表示の確認については、これも義務化はされていないので、必ずやらなければいけないというものではございませんが、近年、外国人の方が多く日本にやってきており、やはりアレルギー表示については、かなり敏感な方が多いと聞いております。国ではピクトグラムのようなものを使って、外国人にもどういったものが入っているかを、理解していただくといった取り組みをしているところです。すべての飲食店がやっているわけではありませんが、今後このような取り組みが広がっていけば、先ほど委員の言われたようなことが伝わるのではないかと考えているところでございます。

(西川会長)

ありがとうございました。その他いかがでしょう。

それでは、令和7年度宮城県食品衛生監視指導計画案につきましては、この案をもって、この後パブリックコメントに移りますが、よろしいでしょうか。

異議なし

(西川会長)

どうもありがとうございます。

以上で議事は終わりました。後は報告に移ります。報告ですが、イ「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」の（イ）および（ロ）について、事務局から説明お願いいたします。

(食暮課)

ここからは川本がご説明をさせていただきます。時間が迫ってまいりましたので、早速内容に入りますが、報告イ「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」の（イ）令和 6 年度みやぎ食の安全安心県民総参加運動事業の進捗状況をご説明いたします。

資料 8 をご覧ください。今年度の各種事業の進捗状況をかいつまんでご説明いたします。

左側に事業名が書いてありますので、こちらの事業名と表の右側進捗状況の欄を主にご覧いただきたいと存じます。

食品表示ウォッチャーにつきましては、今年度は 100 名に委嘱済みであり、6 月から 12 月まで活動いただき、延べ 1,325 店舗分の報告をいただいたところです。

そのうち、表示に疑義のあった 29 の案件のうち、県管轄分の現地調査を行い、確認や指導などを行うとともに、管轄外の店舗につきましては、関係機関と連携して対応させていただきました。

これまでの推進会議において、調査項目が少し簡単すぎるのではないかという意見がございましたので、現在、令和 7 年度に向けてウォッチャー事業の見直しを行っているところでございます。方向性としてしましては、今まで対象を県に登録された消費者モニターに限っていたところですが、これを広く県民から受け付けることはできないか。また、調査の品目や調査の項目について、少しレベルを上げることができないかといったことを検討しているところでございます。

推進会議の意見を受け、ウォッチャー事業の見直しを現在しているという方向性につきまして、どうぞご承知いただきたいとご存じます。

続きましてモニターだよりにつきましては、8 月に第 37 号、11 月に第 38 号を発行し、モニター宛てに送付するとともに、県ホームページや SNS でも合わせて公開をしているところでございます。なお、第 39 号は今月中に発行する予定でございます。

続きまして 3 つ目、モニター研修会につきましては、7 月に残留農薬をテーマに開催をし、後日の動画配信を含め 99 名の参加がございました。

続きまして、生産者との交流会と食品工場見学会につきましては、10 月から 11 月にかけて、それぞれ 3 回、各 3 回開催をいたしまして、合計 114 名の参加がございました。訪問先につきましては、資料に記載の通りでございます。

続きましてモニター制度です。表の一番下のモニター制度の広報でございますが、各種広報媒体の活用、コンビニエンスストアへのチラシ配架を進めました。今年度はローソンなど合計3社694店舗で5,085部を配架しております。

裏面をご覧ください。

モニターの登録等という事業名のところでございますが、こちらの状況といたしましては、本年度に入り90名の新規登録と73名の登録取り消しがございまして、登録者数は1月31日時点で1,175名となっております。

続いてアンケート調査についてですが、7月に送付をしております。

宛先不明などで送付できなかった方を除く1,120名に対し、回答者は555名となり、回収率は49.6%となっております。アンケート結果は県ホームページでも公開しております。結果の概要につきましては、後ほどご説明いたします。

続きまして講習会等というところでございまして、講習会の欄をご覧ください。

食の安全安心セミナーを2回開催しております。第1回は9月に「自然毒」をテーマとして開催し、後日の動画配信を含め90名の参加がございました。

第2回は12月に「食の安全安心の考え方」をテーマとして開催し、後日の動画配信を含め105名の参加がございました。セミナーの概要などはモニターだよりも掲載し、知識の普及に努めてございます。

続きまして地方懇談会につきましては、県内各地方振興事務所において計画実施してございます。農業体験などの取り組みにより、生産者と消費者の相互理解が図られております。

続きまして取り組み宣言事業の広報についてです。これにつきましては、各種広報媒体の活用、コンビニエンスストアへのチラシ配架を進めたところでございます。今年度はローソンなど合計4社642店舗で合計4,075部を配架してございます。

続いて取組宣言者登録の状況についてですが、登録事業者数は1月末時点で1,961社となっております。近年の登録事業者数の伸び悩みもあり、従来の取組宣言登録証様式を変更し、より親しみやすく活用しやすいステッカータイプを現在作成しているところでございます。ステッカーデザインにつきましては、次のページをご覧ください。そちらのページに載せてございますが、全体的に宮城県の食材を散りばめつつ、事業者の積極的な取り組みであることを伝えるため、明るめの印象を与えるデザインとしております。また、ステッカー上にQRコードをつけることで当該店舗の取組宣言内容を確認できるような仕組みとしてございます。現在ステッカーを印刷発注している段階ですので、納品され次第、特に消費者の目に触れる機会が多い飲食店に配布し、次年度以降、順次すべての登録事業者へ配布をしていく予定です。

表の方にお戻りください。最後にSNSによる情報発信でございます。推進会議でも意見を多くいただいた

SNS の活用につきまして、4 月に X を開設し、食の安全安心情報の発信をしているところでございます。31 日現在、97 件の投稿をいたしまして、内訳は、食中毒の発生情報が 15 件、放射性物質検査の結果が 63 件、その他消費者モニターや取組宣言などに関する内容が 19 件となっております。

資料課題に QR コードを記載してございますので、ぜひご覧いただきたいと存じます。

続きまして、報告イの（ロ）令和 6 年度みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート調査結果をご説明いたします。資料 9 をご覧ください。

本来であれば、すべての項目についてご説明したいところではございますが、時間の関係がございますので、表紙の概要部分のみの説明とさせていただきますこと、何卒ご了承ください。

上段からご説明をいたします。

アンケート対象者は、先ほど説明をいたしました消費者モニター登録者 1,120 名でございまして、このうち 555 名の方から回答をいただきました。回答率は、先ほども申し上げた通り 49.6%であり、昨年度より残念ながら 4.4 ポイント低下してしまいました。

回答者の年代別ですが、60 代以上の方が多く 63%占めている状況でした。

続いて、調査結果を抜粋してご説明をいたします。資料 9 の下段箱囲い部分をご覧ください。一つ目の丸印、こちらはアンケートでは問 1 にあたる部分ですが、食の安全安心全般についての安心感を訪ねたところ、回答者の 51.9%が安心を感じる、またはやや安心を感じると回答がございました。

2 つ目の丸印、こちらはアンケートの問 4 の部分ですが、食の安全性について項目ごとに不安の度合いを尋ねた結果、輸入食品の安全性がもっとも不安を感じるという結果になり、ついで環境汚染物質、食品添加物、残留農薬の順となりました。これらにつきましては、昨年度と同じ傾向となっております。

3 つ目の丸印部分に移ります。こちらアンケートの問 5 に当たる部分であり、現在の基本計画における安全に関する取り組みについて、重要度と満足度を尋ねたところ、重要度は高いと感じているものの、その満足度が低いという、この差が最も大きい取り組みが昨年度と同様「流通販売段階における安全性の確保」でした。繰り返しになりますが、これも昨年度と同様でございました。

続いて 4 つ目の丸印をご覧ください。こちらはアンケートの問 6 にあたる部分ですが、現在の基本計画における安心に関する取り組みについて、重要度と満足度を尋ねたところ、重要度と満足度の差が一番大きい取り組みは、やはり昨年度と同様「生産者・事業者および消費者との相互理解の促進」となっております。

続きまして、箱囲いの下から 3 つ目。今度は下から数えてまいります。下から 3 つ目の丸印。こちらは問 8 にあたる場所ですが、県からの情報提供についての満足感を尋ねたところ、「十分満足である」と「概ね満足である」の合計が 65.7%でございまして、昨年度と比べ 3.6 ポイント、こちらは増加をいたしました。引き続き積極的な情報発信に努めてまいります。

続いて下から 2 つ目の丸印。こちらはアンケートの問 11 にあたる部分であり、宮城県産の農畜水産物の購入状況を尋ねた結果、「県産品を購入している」と「どちらかといえば県産品を購入している」の合計は 87.7%で、昨年度に比べ 1 ポイント減少いたしましたが、約 9 割の方が県産品を積極的に購入しているという結果でございました。

最後、一番下の丸印でございます。こちらはアンケートの間 15 にあたる部分であり、食品中の放射性物質について、どの程度気にしているかを尋ねたところ、「気にしていない」と「あまり気にしていない」と回答した回答者が全体の 57.9%となり、昨年度に比べ 12.1 ポイント増加をしました。

その他各設問の詳細については 2 ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧頂ければと存じます。

以上で、報告イ「みやぎ食の安全安心県民総参加運動について」の説明を終わらせていただきます。

(西川会長)

ありがとうございました。ただいま説明ございましたけれども、ご質問がいかがでしょうか。

資料 9 については抜粋しての説明だということでしたけれども、いかがでしょうか。

県からの食の安全安心に関するその情報提供の満足度が増加したことはよろしいことだと思います。

ご意見ないでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは次の報告口になりますが、食品に係る放射性物質検査結果について事務局から説明お願いいたします。

(食暮課)

引き続きご説明を申し上げます。報告口の「食品にかかる放射性物質検査結果について」ですが、皆様、資料 10 をご覧ください。1 枚ものの資料でございます。

令和 6 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までに実施しました、食品に係る放射性物質検査の結果についてご報告申し上げます。

はじめに検査の概要ですが、県では、国の原子力災害対策本部が定めた検査計画、出荷制限等の品目区域の設定解除の考え方という通知に基づいて、四半期ごとに農畜水産物の放射性物質検査計画を定め、検査を実施しているところでございます。

これにより、県の関係部局において、農林水産物や野生鳥獣、流通食品などにおいてそれぞれ検査を実施しております。

検査結果の報告の前に、様式の変更についてまずご説明いたします。

前回の推進会議の際に、「この様式では結局のところ食品が安全なのか、安全でないのかわかりにくい」という意見が委員から寄せられました。これを受けまして、関係課室と調整の上、今日お示しをいたしました現在の様式に変更させていただきました。

変更箇所といたしましては、主に資料の下段部分です。今までは、それぞれの検査の区分ごとに結果をお示ししていたのですが、基準値を超えた食品の詳細を品目別にお示しした点と、それから基準値を超過したものは流通しておらず、安全であるといった旨を強調して資料に記載させていただいた、この 2 点でございます。

以上、様式を修正した旨をご了承いただいた上で検査結果を報告いたします。

期間中において、農産物、畜産物、水産物、林産物、野生鳥獣肉、流通食品、県民持込物、これらを合わせて 17,134 点を検査いたしました。これが上段の表に書いてあります。表の一番下段が 17,134 点というこれは検査の実数でございます。

林産物と野生鳥獣肉、県民持ち込み物で基準値を超過したものが合計 62 点ございました。表の 17,134 の右

隣に 62 という数字がありますが、これが基準値を超過した件数でございます。これを下段に抜き出しております。

林産物と野生鳥獣肉において多く基準値超えが出ておりますが、これは出荷制限の掛かっている地域のモニタリングを目的としていることや、出荷を目的とした全量検査により、他の区分のサンプリング検査よりも集中的に検査を実施しているといったところに起因してございます。

なお、先ほども申し上げましたが、基準値を超過した食品についてはすべて廃棄されており、一般市場には流通しておりません。検査結果につきましては、みやぎ原子力情報ステーションで品目別に公表しております。資料に記載の URL あるいは QR コードをお示ししておりますので、どうぞ参考にして、ご覧いただきますようお願いいたします。

なお、こちらの資料につきましても、ホームページ、SNS などで積極的に情報発信しておりますこと合わせてご承知いただきたいと思います。説明は以上でございます。

(西川会長)

ありがとうございます。ただいまの説明に対して、確認したい点やご質問があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。氏家委員どうぞ。

(氏家委員)

簡単な確認ですが、タイトルが「県内に流通する」となっていますが、これは「県内で生産された」とイコールでしょうか。

(食暮課)

すみません。そうです。県内で生産をされたという意味でございまして、このタイトルにつきましては、改めて考えてみたいと思います。

(西川会長)

その他、いかがでしょう。

今回詳しく表を書いていただいたので、本当によかったと思います。

(門脇委員)

とても分かりやすいです。

(西川会長)

それではご意見ないでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは報告口「食品に係る放射性物質検査結果について」は終了したいと思います。

(3)「その他」とありますが、事務局何かございますか。

(事務局)

今回は特にありません。

(西川会長)

わかりました。皆さんの方から何かその他何かございますか。

それでは、これで本日の議事一切を終了したいと思います。進行を事務局にお返しいたします。

(司会)

西川会長、委員の皆様、活発なご議論ありがとうございました。

本日検討いただきました、令和7年度食品衛生監視指導計画につきましては、近日中にパブリックコメントを実施いたします。その際は、皆様にもお知らせいたしますので、気がついた点等ございましたご意見をお寄せください。また、食の安全安心の確保に関する基本的な計画につきましても、ご了解いただいた施策体系により、個別施策の関連付けなど、引き続き計画策定を進めてまいります。

なお、新年度になりますが。次回の会議は6月上旬を予定しております。追って開催のご案内を差し上げますので、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

以上もしまして、本日の会議を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。